

国際宇宙大学日本卒業生会奨学金制度 概要説明書

2003年11月17日
国際宇宙大学日本卒業生会

資料概要：

現在、国際宇宙大学日本卒業生会（JASI）にて設立準備を進めている奨学金制度について、設立理念、制度概要、資金および制度の運用方法、体制等に関して説明するものです。

1. 奨学金制度の設立主旨および理念

国際宇宙大学(International Space University: ISU)とは、1987年に創設された、宇宙関連分野で活躍する人材を育成するための国際的な大学院教育機関です。その教育プログラムには毎夏国を変えて開催される約9週間の夏季セッション(SSP: Summer Session Program)と、フランスのストラスブール郊外にあるセントラルキャンパスで1年間かけて学ぶ修士コース(MSS: Master of Space Studies)の2つがあり、後者ではそのうちの3ヶ月間、世界各地の研究所や宇宙機関に移ってプロジェクトを行う「プレースメント」も設けられています。そして例年、日本からもISAS, NASDA, CRLなどに多くのMSS学生が派遣されています。なお日本では(財)日本宇宙フォーラムが、国内のISU連絡事務所として参加者をサポートしています。

ISUの卒業生はすでに80ヶ国以上から1800名あまりを数えており、世界中の宇宙機関、宇宙企業、研究機関、大学院などから宇宙に関するあらゆる分野の若きエキスパートが集まります。世界中に散らばる彼らとISUの教授・講師陣、スポンサーらが形成する人的ネットワークは、国際宇宙ステーションや国際協力による惑星探査から、Xプライズなどの宇宙ベンチャーに至るまで、もはや現在の国際的な宇宙活動にくまなく浸透していると言っても過言ではありません。日本からもすでに100名以上の卒業生が誕生し、その多くが宇宙関連分野や産業界の第一線で活躍しております。

しかしこれまで、日本人参加者の殆どはNASDAや宇宙企業、そして独自にスポンサーを得た特定の大学院からの派遣でした。そのためISUに参加する実力と意思があっても学資のない学生は、ISU本部による世界中からの応募者を対象とした競争奨学金を得るか、独自資金を準備するしか手はありませんでした。そこでJASIでは独自の奨学金制度を設立することで、今後日本から工学に限らずあらゆる分野から優秀な人材をISUに派遣できる道を作ることを切に願い、様々な活動をしてまいりました。

今後、学生達が宇宙関連の研究や職業に就く際には、自分の専門分野に優れることは勿論ですが、それに加えて異文化環境や異なる学際領域において、国際チームの一員として貢献できる能力が必ず重要視されることと考えます。ISUはそうした力を若いうちに身につける上で最適な教育環境です。本奨学金制度の拡充により日本からより多くの優秀な学生達がISUで学び、今後の宇宙研究や宇宙開発、宇宙産業等に本制度が大きく貢献することを期待しております。

2. 奨学金制度検討タスクフォース

JASI独自の奨学金制度設立・運用を準備するにあたり、JASI内に専門のタスクフォースを結成し、検討を進めてきました。タスクフォースのメンバーは下記の通りで、メールを利用したりミーティングを開催して制度や運用の詳細を議論しています。

JASI奨学金制度設立検討タスクフォース（2003年2月28日現在）

検討期間：2002年9月～奨学金制度運用開始迄

メンバー：石井康夫	(SSP 90 卒業生, JASI 会長)	宇宙開発事業団	人事部
伊藤有沙	(SSP 02 卒業生)	東北大学大学院	修士学生
梅原広明	(SSP 02 卒業生)	通信総合研究所	鹿島 主任研究員
大貫美鈴	(JASI 顧問)	日本科学未来館	元 ISU 日本事務所
川端康晴	(SSP 96 卒業生, JASI 副会長)	東京ガス(株)	技術開発部
小宮敦樹	(SSP 99 卒業生)	宇宙開発事業団	宇宙環境利用部 ポスドク
佐藤岳彦	(SSP 90 卒業生)	東北大学流体科学研究所	講師
高屋友里	(SSP 02 卒業生)	@SPACE	代表
滝田謙一	(SSP 91 卒業生)	東北大学	助教授
長友英夫	(SSP 92 卒業生)	大阪大学	レーザー核融合研究所 助手
花田俊也	(SSP 92 卒業生)	九州大学工学部	助教授 (現在 NASA/JSC 留学中)
藤森義典	(JASI 顧問)	宇宙開発事業団,	前 ISU 本部ファカルティ
水野浩靖	(SSP 98 卒業生, JASI 国際部長)	東北大学大学院	博士学生, ISU-ASIA 代表
安田聡子	(SSP 97 卒業生, JASI 会計部長)	宇宙開発事業団	
◎代表 矢野創	(SSP 93 卒業生, JASI 学術部長)	宇宙科学研究所	惑星研究系 助手
吉田和哉	(JASI 顧問)	東北大学 工学部	教授, ISU 講師

3. タスクフォースの調査・検討内容

奨学金制度の設立・運用・拡充に向け、タスクフォース内で調査・検討を行っている事項は主に下記の通りです。

◎調査事項

- (1) 日本育英会の運営・支給・返還方法
- (2) NPO法人化の手順とメリット・デメリット
- (3) 奨学金制度運営上の法規制および税制，寄付金の免税優遇措置を得るための税制
- (4) 奨学生の義務と責任など，他の奨学金制度の事例
- (5) 資金運営方針，資金運用シミュレーションなど

◎議論・検討事柄

- (1) 独自奨学金制度の理念と規程の内容（JASI 会規約との整合性も図る）
- (2) 奨学生の応募資格，選抜基準，選抜方法，ターゲットとして想定される奨学生像
- (3) 組織内外への資金の調達方法および資金の管理・運用方法
- (4) 資金の分割・支給額と奨学金の返済計画，返済猶予や免除の規程，返済不履行リスクへの対処方法
- (5) 制度運用開始時期と J A S I 内の運営体制（会計部，学術部，企画部，広報部などの具体的な役割分担と連携）
- (6) 全国公募の案内や会計報告，成果等の情報発信方法
- (7) 解散する S P A T 殿との関係性（関係者への報告方法，意志の継承の明記）など

4. タスクフォース検討結果の中間報告

4. 1 制度概要（添付資料 2，4 参照）

- ・ S P A T 殿ご提供の資金に加え，JASI 会員の出資金（任意出資で本人の要望があれば返金）を奨学金の運営資金とする。
- ・ 奨学金は奨学生 1 人につき学資の約半分である 1 0 0 万円の無利子貸付とし，毎年 1 人以上の奨学生に奨学金を貸与する。
- ・ 奨学金は奨学金貸与年から起算して 2 年目から返還開始とし，毎年 2 0 万円以上最長 5 年間で返済してもらうことにより，毎年継続して奨学金を出すことを可能とする。
- ・ 奨学生は国際宇宙大学のカリキュラムを修学予定である優れた学生であり，かつ経済的理由により修学が困難である者を対象とし，公募，選抜は JASI（学術部担当予定）が行う。
- ・ 奨学金の資金管理および運用，貸与，回収業務および会計報告等は JASI（会計部担当予定）が行う。
- ・ 奨学生の公募アナウンス，選抜結果報告，奨学生の報告書及び会計報告は，JASI（学術部，会計部，広報・情報管理部等が担当予定）が JASI ホームページ上に情報公開することで運営の透明性を確保する。
- ・ 運営や規程の細目は，今後 JASI 内で日本育英会の第一種奨学金制度（無利子貸与）等を参考に検討，議論の上で決定する。

4. 2 運営のモデルケース（添付資料 3 参照）

- ・ JASI 会員からの出資金と SPAT 殿からのご寄付を合わせて 2 0 0 4 年度から奨学金貸与を開始する。
- ・ 資金は全て元本保証で運用，奨学金の貸与時期に満期を合わせた定期預金等で運用し，利息分を事業運営経費に充当する。

4. 3 JASI 内の実行体制について

- ・ 奨学金制度の運営は JASI 執行役員が中心となり，必要に応じて会内外からボランティアによる業務支援を募る。
- ・ 奨学金の返還については以下の方策及びその他出来る限りの方策を採ることにより，JASI 役員会計部の作業負荷及び返還不履行のリスクを受け入れ可能なレベルにする。

具体策の例：選抜，返還，特別免除等に関する規程は公募時点から明確化し，ホームページ等で公開する。

奨学金の振込み利用・返還金の銀行口座自動引き落としの義務付ける。

奨学生の死亡又は心身障害等の規程事情を除き，規程厳守での返還を徹底する。

返還不履行に備えた連帯保証人連署の奨学金借用証書の提出を義務付ける。

返済不履行リスクに備えた企業等一般資金貸付保険（損害保険）加入を検討する。

5. 添付資料

添付資料 1：国際宇宙大学日本卒業生会 組織概要

添付資料 2：奨学金制度設立・運用開始までのスケジュール（予定）

添付資料 3：奨学金制度のキャッシュフロー試算表

添付資料 4：国際宇宙大学日本卒業生会奨学規程

以上

国際宇宙大学日本卒業生会について

2003年3月4日

国際宇宙大学日本卒業生会

1. 組織概要

国際宇宙大学日本卒業生会 (Japanese Alumni Society for the International Space University, JASI)は、世界規模でトップクラスの宇宙教育を行っている国際宇宙大学^(注) (International Space University, ISU) の日本人卒業生や、日本国内の ISU 講師などの ISU 関係者で構成される任意団体です。

組織内外の交流活性化だけでなく、国内での ISU 紹介や独自奨学金制度など、ISU を通じた日本における宇宙教育の普及啓発や国内外の宇宙研究開発および宇宙関連事業等の発展に貢献することを基本理念とし、様々な活動を行っています。

(注) 国際宇宙大学と卒業生の活動について

※国際宇宙大学とは

国際宇宙大学 (ISU) は、宇宙関連分野で活躍する人材を育成するための大学院大学です。当時マサチューセッツ工科大学の大学院生だった3人の学生の提唱により、1987年にアメリカのボストンに創設され、以来非営利・非政府の方針のもとに運営されてきた多国籍教育機関であり、その目的として以下を掲げています。

- ・宇宙開発の国際化に対応し、その科学的、技術的、政治的挑戦に応ずる手法を提供する。
- ・学生の成功に必要な技能を教育すると同時に、産業に利益をもたらす研究を実施する。
- ・学生のリーダーシップを啓発し、将来の産官学の各分野における国際的な連携と協力を促進する人材を育成する。
- ・グローバルなプロフェッショナル集団のネットワークを構築する。

ISU は当初、短期のプログラムである夏期セミナー (Summer Session Program, SSP) という形でスタートし、1995年にはフランスのストラズブールにセントラルキャンパスが設立され、1年間の修士コース (Master of Space Studies, MSS) が設けられました。MSS 設立後も、SSP は毎夏国を変え都市を変え継続して約9週間の会期で開催されています。講師やスタッフはもとより、学生も世界各国から100名近くが集まり、共同生活を送りながら講義や講演、その他の体験学習を通じて宇宙研究や宇宙開発、宇宙関連ビジネス等に関する分野を理工学から関連法規に至るまで幅広く学び、これらの分野におけるエキスパートとして成長するための機会を、世界中の優秀な学生に提供し続けています。

◎国際宇宙大学の組織体制 ※印：日本人関係者

The ISU Executive Team(大学当局)

President (学長)

Dean (学科長)

Vice-President for Academic Affairs (副学長・学術担当)

Vice-President for North American Operations (副学長・北米運営担当)

Secretary General (事務局長)

Vice-President for Development (副学長・開発担当)

Academic Council (教授会)

James Dator (Chair), University of Hawaii, USA

Lucy Stojak (Vice-Chair), Consultant France/Canada

Victor Bensimhon, SNECMA/SEP, France

Gilles Clement, CNRS, France

Patrick Cohendet, Universite Louis Pasteur, France

Tarik Kaya, Carleton University, Canada

Mikhail Marov, Russia Academy of Sciences, Russia

Maria Perino, Alenia Spazio, Italy

(Board of Trustees に続く)

Board of Trustees (理事会)

Prof. Johannes Ortner, Austrian Space Agency (ret.) Chairman of the BOT
Prof. Oleg Alifanov, Moscow State Aviation Institute
Dr. David Bearden, The Aerospace Corporation
Mr. Glyn Berrington, Astrium Limited
Dr. Roger Bonnet, Institut d'Astrophysique Spatiale
Mr. Herve Bozouklian, CNES
Mr. Jean-Michel Contant, EADS Launch Vehicles
Dr. Peter H. Diamandis, The X PRIZE Foundation
Mr. Michel Giroux, Canadian Space Agency
Mr. Jay F. Honeycutt, Lockheed Martin Space Operations
※Dr. Takashi Iida, Communications Research Laboratory (飯田尚志・CRL 理事長)
※Dr. Kaname Ikeda, NASDA (池田要・NASDA 理事)
Dr. Ramin Khadem, INMARSAT
Dr. Peter Kurzhals, The Boeing Company
Dr. Nicolas Matte, Brouillete, Charpentier, Fournier
Mr. K. R. Sridhara Murthi, Indian Space Research Organization
Dr. Mazlan Othman, Malaysian National Space Agency
Mr. Frank Owens, National Aeronautics and Space Administration
Mr. Marcel Pouliquen, SNECMA Moteurs
Mr. Ian Pryke, European Space Agency-Washington Office
Ms. Giuseppina Pulcrano, Italian Space Agency
Prof. Dr.-Ing. Hans J. Rath, ZARM, University of Bremen
Dr. Cornelia Riess, DLR
Dr. Christian Sallaberger (Academic Council Rep.), MacDonald Dettwiler
Dr. Francois Spiero (Alumni Representative), CNES
Mr. Christopher Stott, ManSat
Dr. Walter Thiebaut, European Space Agency
Mr. Eric Tilenius, Tilenius Ventures
Dr. Christiane Weber, CNRS - Labo. Image et Ville - (UPRES - A 7011)
Dr. Christopher Welch (Affiliate Rep), Kingston University
Dr. Lyn Wigbels, The GLOBE Program

Board of Advisors(顧問団)

Prof. Hubert Curien, Academy of Sciences, France - Chairman
Mr. Marcio N. Barbosa, UNESCO
Mr. Alain Bensoussan, Centre National d'Etudes Spatiales
Mr. Pierre Betin, SNECMA (retired)
Mr. Dan Brandenstein, National Space Society
Mr. Philippe Couillard, EADS
Dr. Roland Dore, past President, ISU
Mr. W. M. (Mac) Evans, Canadian Space Agency
Dr. Marc Garneau, President, Canadian Space Agency
Dr. Nandasiri Jasentuliyana, United Nations (ret)
Prof. Johannes Geiss, International Space Science Institute
Dr. Colin Hicks, British National Space Centre
Mr. Jay Honeycutt, Lockheed Martin Space Operations
※Dr. Kyoichi Kuriki, Space Activities Commission (栗木恭一・宇宙開発委員会委員)
Dr. Krishnaswamy Kasturirangan, Indian Space Research Organization

(Board of Advisors 続きへ)

(Board of Advisors 続き)

Mr. Yuri Koptev, Russian Space Agency

Prof. Dr. Walter Kroll, Deutsches Zentrum für Luft- und Raumfahrt e.v.

Prof. Reimar Lust, Max Planck Institute for Meteorology

Mr. Jean-Marie Luton, Arianespace

※Dr. Hiroki Matsuo, ISAS (松尾弘毅・ISAS 所長)

Mr. Michael Mott, The Boeing Company

Mr. Sean O'Keefe, National Aeronautics and Space Administration

Mr. Lon Rains, Space News

Dr. U. R. Rao, Indian Space Research Organization

Mr. Antonio Rodota, European Space Agency

Dr. George P. van Reeth, International Space University, President Emeritus

Prof. Sergio Vattrella, Italian Space Agency

Dr. Peter Wood, Space Consultant

※Dr. Shuichiro Yamanouchi, NASDA (山之内秀一郎・NASDA 理事長)

※ISU 卒業生組織とその活動

ISU 卒業生は2003年3月時点で約1800名(82ヶ国)を数え、各国の宇宙開発機関や宇宙産業界を中心に広く活躍しています。宇宙飛行士、科学者、技術者、法律家、政府機関職員といった幅広い職種で活躍する卒業生が、宇宙というキーワードの基に国境を超えて非常に強固に結びついたこの組織は、他では見られないユニークな存在となっています。

そして現在、アメリカ、カナダ、ヨーロッパ、中国、そして日本で卒業生の団体が組織され、それぞれが連携を取りながら活発な活動を繰り広げています。ISU 卒業生の活動は国際的にも認められており、1999年にウイーンで国際連合によって開催された UNI SPACE III において、その一つの大きなフォーラムである Space Generation Forum(SGF)の取りまとめを、国際連合が正式に ISU 卒業生組織に依頼しました。本フォーラムの運営に当たっては、ヨーロッパの卒業生組織を中心として日本を含む世界中の卒業生が協力し、UNI SPACE III の成果であるウイーン宣言に SGF からの意見が数多く採用されるという成功を導きました。

※ISU および卒業生組織の関連ウェブサイト

国際宇宙大学 International Space University (ISU) <http://www.isunet.edu/>

国際宇宙大学日本事務所 (財) 日本宇宙フォーラム内 http://www.jsforum.or.jp/isu/index_j.htm

国際宇宙大学日本卒業生会 Japanese Alumni Society for the ISU (JASI) <http://www.isu-asia.org/jasi/>

中華人民共和国日本卒業生組織 Chinese Alumni Association of ISU (CAA)

アジア I S U 卒業生組織 (JASI 会員が組織代表), ISU Asian Alumni Association (ISU-ASIA) <http://www.isu-asia.org/>

ヨーロッパ I S U 卒業生組織, European ISU Alumni Association (EAA) <http://www.isunet.edu/alumni/eea/>

アメリカ I S U 卒業生組織, ISU U.S. Alumni Association (ISU-USA) <http://www.isu-usa.org/version2/index.htm>

カナダ I S U 卒業生組織, Canadian Alumni of ISU (CAISU) <http://www.caisu.ca>

2. 理念および活動概要

JASI は ISU 卒業生や ISU 関係者間の交流活性化と、ISU を通じた国内での宇宙教育の普及啓発、および国内外の宇宙研究開発や宇宙関連事業等の発展に貢献することを目的とし、主として以下の活動を行っています。

1. ISU や宇宙、およびその開発に興味を持つあらゆる個人、法人、団体への情報提供と支援

- ・ ホームページの配信、ニュースレターの発行、Alumni Road Show (卒業生による ISU 紹介イベント) の開催等を通じた国内外への ISU 普及啓発活動
- ・ ISU 夏季プログラム (SSP) や修士プログラム (MSS) への国内修学希望者に向けた独自奨学金制度運営と奨学生枠拡充
- ・ Space Generation Forum (SGF), 会員による講演会活動, 宇宙関連ゼミ等の支援

2. ISU 活動への経済的、人的、学術的貢献

- ・ ISU 本部理事会への全世界卒業生代表理事の派遣 (各卒業生団体持ち回りの中で)
- ・ ISU 本部や他国 ISU 卒業生組織の活動支援
- ・ ISU 夏季プログラム (SSP) や修士プログラム (MSS), 年次シンポジウム等への講師派遣
- ・ 修士プログラム (MSS) において日本国内で研修を行うプレースメント学生の支援

3. 会員間の情報交換促進および交流活性化

- ・ メールリングリストや関連データベースの管理運用, 学生壮行会や JASI パーティ等の各種イベント開催など

3. 沿革

- 1992 : アジア初の SSP を北九州市で開催, 前身団体の日本アルムナイクラブ (ISU-NAC : ISU Nippon Alumni Club) 発足
- 1996 : 日本人が初めて国際宇宙大学卒業生代表理事に就任 (1996-1998)
- 1999 : 国際宇宙大学のアジア開催 2 回目である SSP99 Thailand において, 現地への経済的・人的支援の要請に対応
日本人卒業生がアジア各国の ISU 卒業生を結ぶ国際的卒業生ネットワーク, ISU-ASIA を提案, 設立
- 2000 : SSP 2000 で国際宇宙大学本部とのタイアップ・イベントとして Japan Day!2000 を開催
- 2001 : ISU-NAC から JASI へと組織改革
- 2002 : 国内に初めて MSS 研修学生を受け入れ
- 2003 : 国内の ISU 修学希望者を対象とした独自奨学金制度を設立

4. 会員数および会員構成

日本国内の SSP および MSS 卒業生は卒業と同時に JASI 会員となり, その総数は 2002 年 4 月時点で 128 名となりました。図 1 に示されている通り, 現在多くの会員が日本の宇宙開発や学術・産業界の最前線で活躍されています。

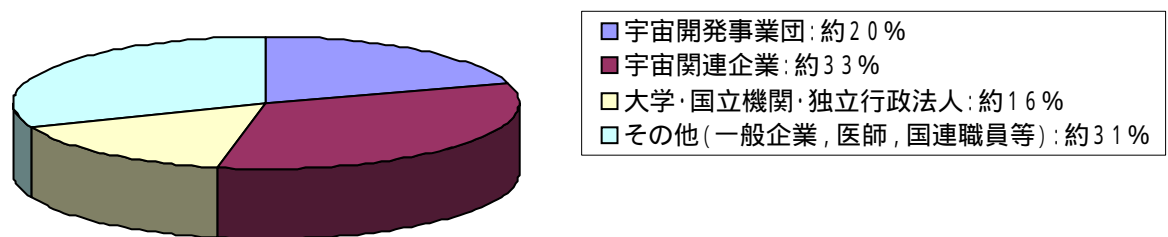


図 1. JASI 会員の所属構成

5. 執行機関

組織には、会員による選挙で選出された会長および副会長と、会長によって指名された各部の部長で構成される執行機関があります。ISUや関係団体等との関係や、執行機関の構成は図2の通りであり、それぞれの部は部長が中心となって会員等と協力し、会の運営や活動を行っています。また組織運営にあたっては、会員の他にISU講師などのISU関係者をはじめ、様々な宇宙関連業務従事者をアドバイザーとして迎えています。

執行機関構成メンバー (2003年11月現在)

顧問	・ ISU 本部顧問	藤森 義典	宇宙開発事業団	前 ISU 本部ファカルティ
	・ 学術顧問	趙 孟佑	九州工業大学工学部 助教授	
		西村 純	元宇宙科学研究所 所長	
	・ 組織運営顧問	吉田 和哉	東北大学工学部 教授	ISU 講師
名誉会長		大貫 美鈴	日本科学未来館	元 ISU 日本事務所
会長		飯田 尚志	通信総合研究所理事長	ISU 理事
副会長		石井 康夫	宇宙開発事業団	SSP91 卒業生
会計部長		川端 康晴	東京ガス株式会社	SSP96 卒業生
会計監査部長		安田 聡子	宇宙開発事業団	SSP97 卒業生
同		松尾 靖文	有人宇宙システム株式会社	SSP98 卒業生
選挙管理部長		市川 智弘	有人宇宙システム株式会社	SSP00 卒業生
広報・情報管理部長		小宮 郭樹	宇宙開発事業団	SSP99 卒業生
国際部長		木達 一仁	3 hands 株式会社	SSP98 卒業生
学術部長		水野 浩靖	東北大学大学院	SSP98 卒業生
企画部長		矢野 創	文部科学省宇宙科学研究所 助手	SSP93 卒業生
		松原 正季	石川島播磨重工業株式会社	SSP97 卒業生

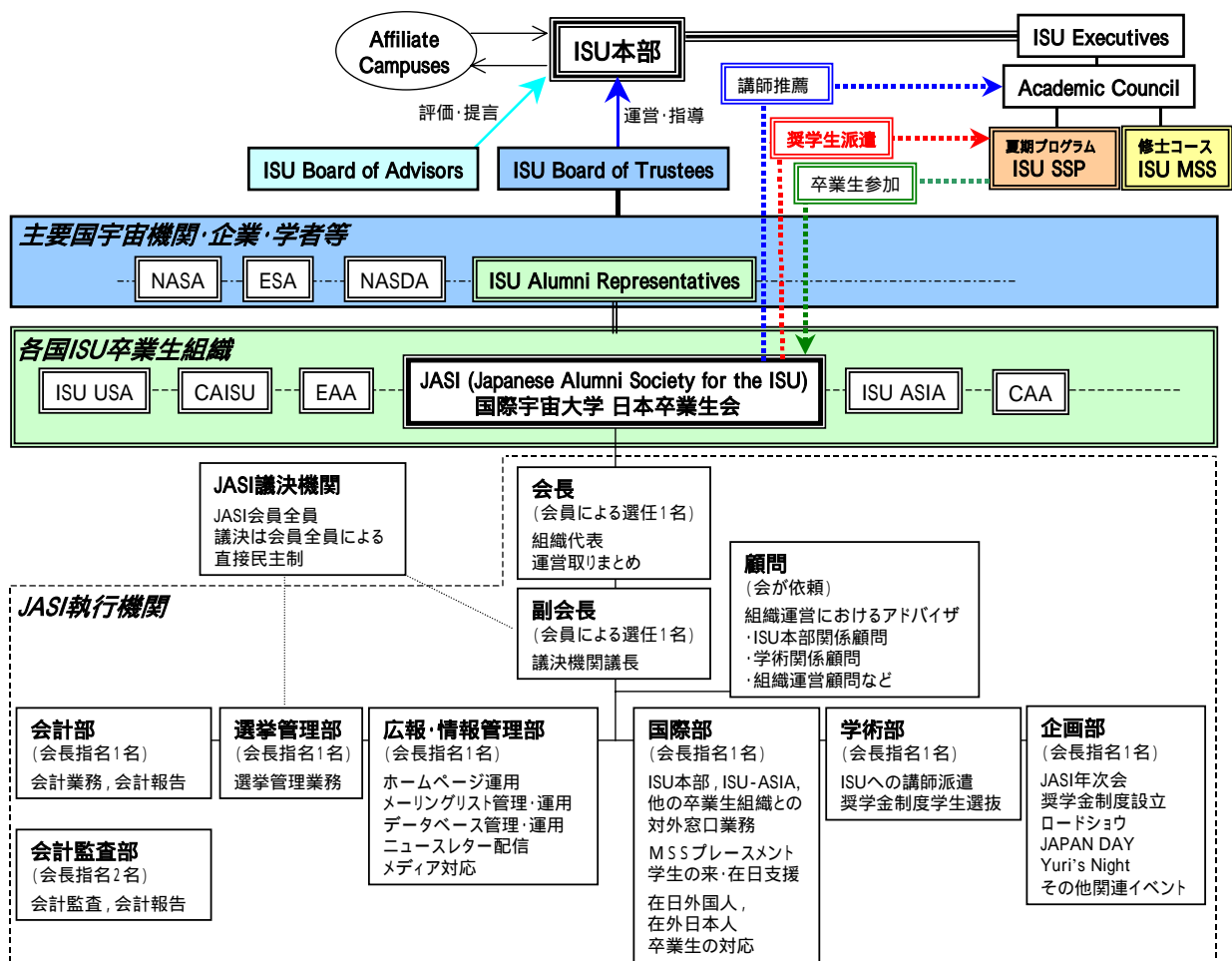


図2 JASI組織図

6. 連絡先, 取引銀行口座等

国際宇宙大学日本卒業生組織 (Japanese Alumni Society for the International Space University, 略称 JASI)

所在地: 〒105-0013 東京都港区浜松町 1-29-6 浜松町セントラルビル 8F

財団法人 日本宇宙フォーラム 国際宇宙大学 (ISU) 日本連絡事務所内 (代表, 安藤 恵美子)

TEL: 03-3459-1651

FAX: 03-5402-7521

URL: <http://www.isu-asia.org/jasi/>

E-mail: kidachi@kazuhi.to (代表, 木達 一仁)

取引銀行口座

金融機関: みずほ銀行浜松町支店

口座名義: 国際宇宙大学日本卒業生会 (会計部長, 安田 聡子)

店番号: 148 口座番号: 8035687 (普通)

7. (参考) 国際宇宙大学日本卒業生会 会規約

国際宇宙大学 日本卒業生会 会規約

※2003年11月現在

国際宇宙大学日本卒業生会(JASI, Japanese Alumni Society for the ISU)は, 所属会員が協力して互いの立場を尊重し, 互譲協調の精神に基づき, 次の規約の下で会の運営にあたるものとする.

1. 設立目的および活動内容

JASI は ISU 卒業生や ISU 関係者間の交流活性化と, ISU を通じた日本における宇宙教育の普及促進を活動の基本理念とし, 次の目的のもとで主として以下に併記される活動を行う.

1.1 ISU や宇宙, およびその開発に興味を持つあらゆる個人, 法人, 団体への情報提供と支援

ホームページ, ニュースレター, Alumni Road Show 等を通じた国内外への ISU 普及啓発活動

日本人学生への奨学金制度確立 (SSP' 04 に 1 人以上の奨学生を公募派遣) と奨学生枠の拡充

SGF, 会員による講演会活動, 関連ゼミ等の支援

1.2 ISU 活動への経済的, 人的, 学術的貢献

ISU 本部や他の ISU 卒業生組織の活動支援, ISU SSP や MSS, 年次シンポジウム等への講師派遣

1.3 会員間の情報交換促進および交流活性化

メーリングリストや関連データベースの管理運用, 学生壮行会や JASI パーティの開催等

2. 入会および会員資格

日本国内の全ての SSP および MSS 卒業生は卒業と同時に会員資格が与えられ, 入会となる. 会員は入会と同時に JASI メーリング・リストと会員データベースに登録され, JASI における議決権を持ち, JASI としてのあらゆる活動に参加できる.

3. 寄付および出資

JASI は会員や JASI および JASI 運営事業の趣旨に賛同する個人・団体等の善意による寄付や出資を希望し, これを歓迎する. ここで寄付とは JASI が一切の返済や見返り義務を負わない金銭等の提供をいい, 出資とは JASI が出資者に対して出資時における出資価値と同等の金銭等の返済義務を負い, 出資者が必要な際に JASI に申し出れば速やかに出資者に元本保証, 無利子にて返済される資金提供等をいう.

4. 決済口座等

寄付や出資の受け入れ, 奨学金や返還金の授受等, JASI および JASI 運営事業に関わる金銭の決済は, 原則として下記口座を利用する. なお本口座の銀行届出印は JASI 団体印であり, これは JASI の会計帳簿とともに在任中の会計部長が管理するものとする.

口座名義: 国際宇宙大学日本卒業生会

みずほ銀行浜松町支店

店番号 148

口座番号 8035687 (普通)

5. 組織構成

JASI は会員全員による直接民主制に則った議決機関と, 本機関による選任者らが組織運営を行う際の執行機関を有する. 執行機関の構成, 各部の部長の選任方法と人数, および担当業務は次の通りである. なお各部の部長は担当業務の遂行にあたり, 会員内外の者に適宜協力依頼を行える.

名誉会長（会員による選任，1名）：JASI 運営にアドバイスするとともに，会長の依頼により会を代表する

会長（会員による選任，1名）：JASI の代表，運営取りまとめ

副会長（会員による選任，1名）：代表補佐，議決機関における議長

顧問（会として依頼，数名）：ISU 本部との連携，学術的対応，社会的認知向上，資金運用，組織運営におけるアドバイザー

会計部（会長による指名，1名）：会計業務，会計報告

会計監査部（会長による指名，2名）：会計監査，会計報告

選挙管理部（広報・情報管理部長による指名，1名）：選挙管理業務

広報・情報管理部（会長による指名，1名）：

ホームページ，メーリングリストおよびデータベースの管理運用，ニュースレター配信とディア対応

国際部（会長による指名，1名）：

ISU 本部，ISU-ASIA，他の卒業生組織との対外窓口業務，在日外国人，在外日本人卒業生の対応

学術部（会長による指名，1名）：ISU 等への講師派遣，奨学金制度における学生選等

企画部（会長による指名，1名）：奨学金制度の整備，JASI 年次会，アルムナイ・ロードショウと Japan Day などの開催

6. 資金等の利用と会計報告

6.1 会費利用

JASI としての活動に伴う全ての会費利用においては，事前に利用理由と金額を会計部長に連絡し，その承認を得た上で利用することが出来る．また利用時には原則として JASI 名義の領収書を取り，これを会計部に提出しなければならない．

6.2 資金等の利用

JASI としての活動に伴う全ての会保有資金等の利用においては，事前に利用理由と金額を会計部長に連絡し，その承認を得た上で利用することが出来る．また資金等の授受は原則として決済口座を通じて行い，決済口座を通じない資金等の利用時には，原則として JASI 名義の領収書を取り，これを会計部に提出しなければならない．

6.3 会計と会計報告

会計部は4月1日を開始日，翌年3月31日を締め日として会計処理を行い，年次会開催時に会計報告を会計監査とともに行う．同様の会計報告は会員の共有するメーリングリストにも配信し，JASI ホームページ上にも公開する．

7. 執行機関の任期，選挙および議決

本会における執行機関の任期，会長および副会長の選任と会の運営に関する議決においては，次の取り決めに従うものとする．

7.1 任期

会長および副会長の任期は，会長就任時から2年間を1期とし，任期は連続2期までとする．各部の部長は，自分が指名された会長の任期満了か，その会長が途中辞任した場合は，新会長による新執行部の指名が行われるまでとする．各部の協力者には任期は無く，作業内容によっては非会員の参加協力も可能とする．

7.2 選挙

本会の会長，副会長は所属会員全員からなる議決機関の行う選挙により選出される．任期満了等により会長が辞任する際には，選挙管理担当主導の下で速やかに選挙を実施する．この時，選挙管理担当は選挙実施に Subject に“選挙(Election)”と明記したメールを会員メーリングリストに配信し，投票依頼と結果の報告を行う．なお新会長が就任して執行機関が再編されるまでの間は，副会長が暫定会長となって執行機関が継続運営される．

7.3 提案と議決方法

本会規約の改変や活動内容に対する提案は，副会長を除く会員全員がメーリングリストを用いて配信できる．この時提案者は，提案のメールをリスト上に送信する際には Subject に“提案(Proposal)”と明記して送信を行う．送信された提案はメーリングリスト上の会員により最長1~2ヶ月間まで議論の後，議長である副会長が必要と判断した際に採決を行う．この時議長は，会員全員に対して採決への協力依頼として Subject に“投票(Vote)”と明記したメールを配信して決を採る．

ここで採決の際，賛否同数の場合には議長の裁定で決するものとする．なお副会長は議長として議決にあたるため，提案権および投票権は持たないものとする．また議題が個々の活動内容等に特化している場合には，活動内容に応じた部長に状況報告や対応を依頼することがある．

7.4 定足数

選挙，議決とも全会員の20%以上の得票をもって結果を有効とする．

8. 年次会および JASI パーティ

8.1 年次会

本会は毎年4月12日を含む週の土曜日に定例年次会を開催し，会員内外に会の活動報告を行う．また同様の報告をメーリングリスト上にも配信する．年次会の報告内容は次の通りとする．

活動報告：各部長からの年度内活動報告

会計報告：会計監査からの年度内会計報告

人事報告：人事とその任期の報告、次期選挙の告知等

8.2 JASI パーティ

JASI パーティは年次会の後に行い、パーティ開催時の前年度卒業生が JASI パーティ幹事となって MSS, SSP の報告、卒業生その他からの情報提供と懇親を交えたパーティを行う。

9. 協議事項

本規約に定めのない事項または本規約の各条項の解釈に疑義を生じた事項については、所属会員間で誠意をもって協議の上で決定する。

2001年3月12日作成

2001年4月12日施行

2003年11月17日改定・施行

以上

(添付資料2：奨学金制度設立・運用開始までのスケジュール (予定))

2003年2月	JASI 奨学金制度設立案 可決 (賛成86%, 反対14%)
2003年3月～	奨学金制度出資金・寄付金の募集開始
2003年3月～10月	奨学金制度の細目決定, 併せて会規約の一部改正 (投票)
2004年2月	第一期奨学金制度の公募開始
2003年4月	第一期奨学生の選抜
2004年5月	第一期奨学生への奨学金貸与開始

(添付資料3：奨学金制度のキャッシュフロー試算表)

国際宇宙大学日本卒業生会奨学金制度 キャッシュフロー試算例														
(1)2004年度より毎年1人以上の公募・漸増奨学生に押し、100万円の奨学金を支給する事業を継続的に行う。														
(2)奨学生は原則として奨学金受給から起算して2年後から毎年20万円以上を返済。返済開始から最長5年で返済完了とする。														
※大学院修士課程1年の学生が奨学金を受け、大学院2年で卒業して就職し、就職初年度から奨学金の返済を開始するケースを想定。														
(3)例は、会員の有志等から毎年5万円程度の寄付および出資を調達できる上、継続的に注積する。														
(4)例は、本会の活動や本奨学金制度の運営に賛同し、支援する個人・団体からの寄付を広く募る活動を継続的に行う。														
単位：万円														
千円/ケース	項目	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
手当資金	会員出資金	100	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	寄付金	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	受取料子	0	0.1	0.04	0.07	0.07	0.1	0.1	0.1	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	合計受取資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計手当資金：A	600	605.1	510.04	485.01	379.98	344.98	329.98	334.98	339.89	339.8	344.71	349.62	354.53
必要資金	奨学生貸付金	0	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	運営必要経費	0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	合計必要資金：B	0	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1
資金残高	600	505	409.94	384.91	279.98	244.88	229.88	234.79	239.7	244.61	249.52	254.43	259.34	
奨学生の増支	第1期奨学生		100		-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20
	第2期奨学生			100		-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20
	第3期奨学生				100		-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20
	第4期奨学生					100		-20	-20	-20	-20	-20	-20	-20
	第5期奨学生						100		-20	-20	-20	-20	-20	-20
	第6期奨学生							100		-20	-20	-20	-20	-20
	第7期奨学生								100		-20	-20	-20	-20
	第8期奨学生									100		-20	-20	-20
	第9期奨学生										100		-20	-20
	第10期奨学生											100		-20

※ 国際宇宙大学夏季セミナーの終了期は、渡航費等を合わせて前年、合計200万円程度である。奨学金はその約半額を支拂することとなる。

※ 第1期奨学生の貸付金まで、それぞれの貸付までの定期預金等(元本保証、貸付時期まで引落し不可能だが、比較的高利回り)で運用

※ 第2期奨学生の貸付金以降の貸付金は、前期奨学生からの返済金で補うため、元本保証の普通預金で運用。

※ 必要経費は貸付金の口座繰込み手数料、奨学生への連絡時通信費用、公表案内・会計報告・成果報告等を情報公開するホームページの維持管理料等が相当する。

※ 余裕資金ができた場合には、まず加速返済・免除等に伴う貸付金不足リスクに備える資金貸付保険の保険料等に充当し、その途端奨学生等の拡充を検討する。

国際宇宙大学日本卒業生会奨学規程

目 次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付（第5条－第13条）
- 第3章 奨学金の返還（第14条－第23条）
- 第4章 奨学金の返還免除（第24条・第25条）
- 第5章 補則（第26条）

第1章 総則

第1条（奨学金及び奨学生）

1. 国際宇宙大学日本卒業生会（以下「本会」という。）は、国際宇宙大学（以下「ISU」という。）で修学する予定の優れた学生及び社会人であって、経済的理由により修学に困難があるものに対して学資を貸与する。
2. 本会が貸与する学資を奨学金、奨学金を受ける者を奨学生という。

第2条（奨学生の資格）

本会の奨学生となる者は、ISU に修学予定の優れた学生及び社会人であって、経済的理由により就学に困難があるものと認められた成年者とする。

第3条（奨学生の義務）

1. 本会の奨学生となる者は、奨学金を奨学生指定の預貯金口座等への振込によって受給しなければならない。
2. 本会の奨学生となる者は返還金の振込等において、預貯金口座による自動引落とし、または本会銀行口座への直接振込を行わなければならない。なお、この際に発生する振込手数料等は全て奨学生の負担とする。
3. 本会の奨学生となる者は ISU 卒業後、速やかに成果報告書を提出するとともに、本会の刊行誌やホームページ等に掲載する ISU 体験談等を執筆すること。
4. 本会の奨学生となる者は ISU 卒業後、相互同意の下、状況に応じ本会の活動及び本制度の運営を支援することが望ましい。

第4条（奨学金の貸与）

奨学金は、ISU で修学することが決定した学生及び社会人であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、本会の奨学生選考委員会の選考を経て選拔され、本会が認定した者に対して貸与する。

第2章 奨学生の採用および奨学金の交付

第5条（奨学生願書および必要書類の提出）

1. 奨学生志望者は、連帯保証人と連署の上、本会宛ての奨学生願書を提出しなければならない。
2. 奨学生志願者は、上記奨学生願書の他、本会の指定する次の必要書類を提出しなければならない。
 - (1) ISU に提出した出願書類一式の写し
(Essay 等の添付資料を含む、ただし、封印されている推薦状についてはコピーする必要はない。)
 - (2) 履歴書（日本語、3 x 4 cm の写真付）
 - (3) 推薦状（指導教官もしくは職場の上司が望ましい）
 - (4) 上記(1)に含まれる英語能力の証明書以外に、英語能力を評価するテストのスコアや、学術研究活動を示す論文、記事など、自己をPRする書類等。（ただし論文、記事等の場合は最大3篇以内に限る。）
3. 連帯保証人は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

第6条（奨学生の採用）

1. 奨学生の採用は、本会の奨学生選考委員会の選考を経て本会がこれを決定する。
2. 奨学生の採用を決定したときは、速やかに本会から本人に通知する。

第7条（奨学金の貸与期間）

奨学金の貸与期間は、奨学生に採用したときからその者が ISU に在学する最短修業年限の終期までとする。

第8条（奨学金の交付）

奨学金は無利子貸与で奨学生一人当たり100万円とし、ISU カリキュラム開始日から起算して30日前までに奨学生の指定する預金口座等に一括振り込みをし、その日を奨学金の貸与日とする。なお、この時の振込手数料は本会が負担する。

第9条（奨学金の異動届出）

奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに本会へ届け出なければならない。

- (1) 休学又は退学したとき。
- (2) に続く

- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 連帯保証人を変更したとき。
- (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

第10条（退学による奨学金の取り扱い）

奨学生がISUを退学した時は、奨学金を辞退したものとみなす。

第11条（奨学金の廃止）

奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、ISU等の意見を徴して奨学金の交付を廃止することがある。

- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (5) ISUで処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) 奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
- (7) その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

第12条（奨学金の辞退）

奨学生は、奨学生採用の通知を受けた時からISUカリキュラム開始日の30日前迄であれば、いつでも奨学金の辞退を申し出ることかできる。

第13条（奨学金借用証書の提出）

1. 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、貸与を受けた奨学金の全額について、連帯保証人、保証人と連署の上、奨学金借用証書を直ちに本会へ提出しなければならない。

- (1) 卒業又は奨学金貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学金の交付を廃止されたとき。
- (4) 奨学金を辞退したとき。

2. 前項の保証人は、独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡できるものでなければならない。

第3章 奨学金の返還

第14条（奨学金の返還）

1. 奨学生が前条第1項各号の一に該当するときには、貸与日から起算して24月を経過した後5年以内に奨学金を返還するものとし、その返還は、年賦、半年賦、月賦又はその他1年以内の割賦の方法によらなければならない。
2. 奨学生であった者（奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。）が、支払能力があるにも関わらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前項の規程に関わらず、その者に対して請求し、本会の指定する日までに返還未済額の全部を返還させるものとする。
3. 奨学金の割賦金の額は、特別の事由がある場合を除くほか、年額にして20万円を下ってはならない。
4. 割賦金（利息を除く）に端数が生じたときは最終年で調整するものとする。

第15条（繰上返還）

奨学金は奨学金貸与日以降いつでも繰上返還できる。ただし繰上返還を行う際は必ず本会にその旨を連絡しなければならない。

第16条（奨学金の返還猶予）

1. 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、願い出により奨学金の返還を猶予することがある。
 - (1) 災害又は傷病によって返還が困難になったとき。
 - (2) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
 - (3) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。
2. 返還猶予の期間は、前項第2号に該当するときはその事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができる。

第17条（返還猶予の願出）

1. 学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由を明記した奨学金返還猶予願を提出しなければならない。
2. 前項により返還を猶予する場合又は返還猶予期間中、特に必要があると認めるときは、その事由を証することのできる書類を提出させるものとする。

第18条（返還猶予の決定）

前条の願い出があったときは本会がこれを審査決定し、その結果を本人に通知する。

第19条（延滞金）

1. 奨学生であった者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。
2. 前項に規定する延滞金の額は、奨学金にあってはその延滞している割賦金の額に延滞した期間が6月を超えることに6月について5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、奨学生であった者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することがある。

第20条（返還の強制）

1. 奨学生であった者又はその連帯保証人若しくは保証人（以下「奨学生であった者等」という。）が、割賦金の返還を著しく延滞したときは、民事訴訟法（明治23年法律第29号）第5編及び民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手續に関する法令に定める手續を行うものとする。
2. 奨学生であった者等が返還未済額の全部の返還（第14条第2項の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）の請求を受けても本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。
3. 奨学生であった者等が本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額の全部の額につき延滞金を徴するものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。

第21条（返還金の充当）

1. 奨学生であった者等から返還金の支払いがあったときは、当該返還金を次の各号に定めるところにより割賦金に充当するものとする。
 - (1) 返還期日の到来する割賦金及び返還期日の到来していない割賦金がある時は、返還期日の到来した割賦金から充当する。
 - (2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。
 - (3) 返還期日の同じ割賦金については、先に貸与を受けた奨学金に係る割賦金から充当する。
2. 奨学生であった者等から割賦金のほかに延滞金及び、督促費用を徴する必要がある場合においてその者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは、督促費用、延滞金、割賦金の順に充当する。

第22条（奨学生であった者の届出）

1. 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、職業その他重要な事項に変更があったときは、直ちに本会へ届け出なければならない。
2. 奨学生であった者は、その連帯保証人若しくは保証人を変更したとき、又はそれらの氏名、住所その他重要な事項に変更があったときは、直ちに本会へ届け出なければならない。

第23条（死亡の届出）

1. 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、直ちに異動届を提出しなければならない。
2. 奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡届を提出しなければならない。
3. 第1項の異動届を提出する場合は第13条の規定に準じ、奨学金借用証書及び住所原票を併せて提出しなければならない。

第4章 奨学金の返還免除

第24条（死亡または心身障害による返還免除）

1. 奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなったときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。
2. 奨学生又は奨学生であった者が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなったときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。
3. 前項により奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は、連帯保証人との連署による奨学金返還免除願に、それぞれ次の各号の書類を添えて本会に提出しなければならない。
 - (1) 死亡によるときは戸籍抄本
 - (2) 心身障害によるときは次の書類
 - イ その事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書
 - ロ 返還できなくなった事情を証する書類

第25条（返還免除の決定）

前条の願い出があったときは本会がこれを審査決定し、その結果を本人、相続人又は連帯保証人に通知する。

第5章 補則

第26条（実施細目）

本規程の実施について定めのない事項、または本規程の各条項の解釈に疑義を生じた事項については、奨学生または奨学生であった者等と、本会の間で誠意をもって協議の上で決定する。

2003年11月17日作成・施行

以上

(様式1) ※は必須記入項目です。

国際宇宙大学日本卒業生奨学会 奨学願書

※平成 年 月 日

国際宇宙大学日本卒業生会会長 殿

[志願者]

※氏名 (フリガナ) : _____ ㊟

※住所 (フリガナ) : 〒 _____

※連絡先 TEL : _____

連絡先 FAX: _____ e-mail アドレス: _____

この度、貴会の奨学規程を理解の上で、貴会の奨学生として応募したく、別添必要書類を添えてお願い致します。
奨学生として採用された場合には、貴会の奨学規程を守り、奨学生としての責務を果たし、かつ貸与終了後は貴会の規程に従い奨学金の返還義務を誠実に履行することを誓約致します。

[連帯保証人]

※氏名 (フリガナ) : _____ ㊟ 本人との続柄: _____

※住所 (フリガナ) : 〒 _____

※連絡先 TEL : _____

連絡先 FAX: _____ e-mail アドレス: _____

- (注) 連帯保証人は、上記志願者が奨学生となった場合、上記志願者と連帯で返還の責任を負います。
連帯保証人は原則として父母、いない場合は兄弟として下さい。ただし、事情によってはこれに代わる人（おじ・おばなど）として下さい。なお配偶者はさけて下さい。
- (注) 必要事項等の連絡は原則として e-mail を利用しますので、なるべく e-mail アドレスを記入して下さい。

下記の必要書類を添付して提出致します。

1. ●
2. ●
3. ●
4. ●
5. ●
6. ●

以下、会記入欄

(様式2) ※は必須記入項目です。

国際宇宙大学日本卒業生奨学会 奨学金借用証書

借用金額

百	十	万	千	百	十	円
1	0	0	0	0	0	0

貴会奨学生として上記金額を借用致しました。
ついでに貴会の奨学規程その他の規定を守り、滞りなく返還致します。

※平成 年 月 日

国際宇宙大学日本卒業会会長 殿

[奨学生本人] ※現住所： _____

※奨学生番号： _____ 氏名： _____ (印)

[連帯保証人] ※現住所： _____

※氏名： _____ (印)

[保証人] ※現住所： _____

※氏名： _____ (印)

- (注) ・借用証書面は必ず各自で署名、押印をすること。
- ・記入はペンまたはボールペンを使用し、印鑑は必ず各自のものを使用して朱肉で鮮明に押すこと。ゴム等押し方により変形する材質のスタンプ印は使用しないこと。
 - ・借用証書面の訂正は定規で2本線を引き、その上部に書き直し、2本線の上には借用証書に使用した印鑑を押すこと。金額の数字を一字だけ訂正したり、インク消しで消したり、ナイフで削ったりしないこと。
 - ・連帯保証人は、奨学生本人と連帯で返還の責任を負います。連帯保証人は原則として父母、いない場合は兄弟として下さい。ただし、事情によってはこれに代わる人(おじ・おばなど)として下さい。なお配偶者はさけて下さい。
 - ・保証人は、奨学生本人や連帯保証人の住所がわからなくなった時、又は奨学生本人が返還しなかったときに、奨学生本人又は連帯保証人に代わって返還する人です。
 - ・保証人は連帯保証人と別生計の人とし、返還期間を考慮して高齢者は避けて下さい。また未成年者や学生を保証人とすることはできません。

以下、会記入欄

(様式3) ※は必須記入項目です。

国際宇宙大学日本卒業生奨学会 変更届

※平成 年 月 日

※奨学生番号： _____

※奨学生氏名： _____ (印)

いずれかを○で囲む。

本人： (1) 連絡先変更, (2) 改氏名

連帯保証人： (3) 連絡先変更, (4) 連帯保証人変更

保証人： (5) 連絡先変更, (6) 保証人変更

※ (本人, 連帯保証人, 保証人) 新氏名 (フリガナ) : _____ (印)

※ (本人, 連帯保証人, 保証人) 新住所 (フリガナ) : _____

〒 _____

※ (本人, 連帯保証人, 保証人) 新連絡先 TEL : _____

(本人, 連帯保証人, 保証人) 新連絡先 FAX: _____ e-mail アドレス: _____

連帯保証人または保証人を変更する場合には、以下も記入下さい。(本人記入可)

※新連帯保証人または新保証人の本人との続柄 : _____

※旧連帯保証人または旧保証人の氏名 : _____

※変更の事由 (箇条書きのこと) : _____

(注) ・連帯保証人・保証人変更の際は、必ずその人の承諾を受け、各自で署名、押印をすること。

- ・連帯保証人は、奨学生本人と連帯で返還の責任を負います。連帯保証人は原則として父母、いない場合は兄姉として下さい。ただし、事情によってはこれに代わる人(おじ・おばなど)として下さい。なお配偶者はさけて下さい。
- ・保証人は、奨学生本人や連帯保証人の住所がわからなくなった時、又は奨学生本人が返還しなかったときに、奨学生本人又は連帯保証人に代わって返還する人です。
- ・保証人は連帯保証人と別生計の人とし、返還期間を考慮して高齢者は避けて下さい。また未成年者や学生を保証人とすることはできません。

以下、会記入欄

(様式4) ※は必須記入項目です。

国際宇宙大学日本卒業生奨学会 奨学金返還方法変更・猶予願

※平成 年 月 日

国際宇宙大学日本卒業生会会長 殿

[奨学生本人] ※現住所： _____

※奨学生番号： _____ 氏名： _____ (印)

[連帯保証人] ※現住所： _____

※氏名： _____ (印)

[保証人] ※現住所： _____

※氏名： _____ (印)

(いずれかを○で囲むこと) 下記のとおり奨学金 (1) 返還方法の変更・(2) 返還猶予をお願い致します。

1. (返還方法変更願の場合) 希望の返還方法

返還期間： _____ 年間 返還期日：毎年 _____ 月 _____ 日

返還年賦額： _____ 円 最終 _____ 円

2. (返還猶予願の場合) 希望の返還猶予期間

猶予期間： _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで

3. 事由 (何れの願出についても記入, 箇条書きのこと)

3. 返還猶予願の場合は, 願出の事由を明らかにする証明書を必ず添付すること.

添付証明書名： _____

以下, 会記入欄

(様式5) ※は必須記入項目です.

国際宇宙大学日本卒業生奨学会 奨学金返還免除願

※平成 年 月 日

国際宇宙大学日本卒業生会会長 殿

[相続人 (本人との続柄)]

※現住所 :

※氏名 :

㊞

※TEL :

[連帯保証人 (本人との続柄)]

※現住所 :

※氏名 :

㊞

※TEL :

下記のとおり奨学金の返還を免除していただきたいので、別紙証明の書類を添えてお願い致します。

1. 借用者の氏名

※奨学生番号 :

※奨学生の氏名 :

2. 免除を希望する金額 (次のいずれかに○をつけること)

(1) 返還未済金額の全額

(2) 返還未済金額のうち 円

3. 免除願出の事由 (返還することができなくなった事由)

※

4. 死因 (病名など)

※

(注) ・心身障害の場合は、相続人氏名の代わりに本人氏名とすること.

・奨学生番号はもれなく記入すること、番号が不明の場合は貸与を受けた日時を記入すること.

・添付書類は以下の通りとすること.

死亡によるときは、本人の死亡を証する戸籍抄本

心身障害によるときは、医師または歯科医師による診断書および返還不能となった事情を証する書類 (家族状況書)

以下、会記入欄

(様式6) ※は必須記入項目です.

奨学金を返還することができなくなった事情を証する書類 (家族状況書)

※平成 年 月 日

[本人]

※氏名: _____ (印)

[連帯保証人 (本人との続柄)]

※氏名: _____ (印)

下記のとおり相違ありません (詳細に記入のこと)

1. 返還することができなくなった事情

2. 家族構成

3. 資産状況

4. 生活状況

5. 連帯保証人の状況

上記のとおり相違ないことを認めます. (証明者) 住所: _____

職名: _____

氏名: _____ (印)

(注) 証明者は市区町村長・民生委員等公職にある者 (町内会長・区長・公民館長・学校長・議員等を含む) とすること.

以下, 会記入欄